

重要事項説明書

1. 事業者概要

- (1) 事業者名 有限会社ケアプラン山野
- (2) 所在地 兵庫県姫路市北条宮の町108番地
- (3) 代表者 取締役 山野 敬子
- (4) 電話番号 TEL 079-288-3622 FAX 079-288-3622

2. 事業所の説明

- (1) 事業所名称 ケアプランやまの
- (2) 兵庫県指定番号 第 2874003722号
- (3) 管理者氏名 山野 敬子
- (4) 実施地域 姫路市 高砂市 太子町 たつの市

3. 事業目的

要介護者等からの相談及び要介護者等がその心身の状況やおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向などを基に、居宅サービスまたはサービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

4. 運営方針

- (1) 本事業所は、利用者が要介護状況等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことの出来るよう配慮して援助に努める。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ、効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に、不当に偏ることのないように公正中立に行う。
- (4) 事業の運営にあたっては、各市町の地域包括支援センター、他の居宅介護事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 上記のほか、「指定居宅介護支援事業者等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令38号平成11年3月31日）」を遵守する。

5. 事業所の職員体制

- | | |
|-------------|--------------------|
| 管理者（1名） | 常勤（兼務） |
| 介護支援専門員（6名） | 常勤（専任4名） 非常勤（専任2名） |

6. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜から金曜日
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時
- (3) 休日 土・日曜日 12月30日～1月3日
- (4) 前項の規定にかかわらず、常時、要介護者等からの電話等による連絡、相談に対応する。

7. サービスの概要

- (1) 介護計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護保険に関する相談
- (3) 要介護認定申請代行

8. 利用料金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適応の場合でも、利用者に保険料の滞納等がある場合

ア 要介護1・2	1,086単位/月
イ 要介護3・4・5	1,411単位/月
ウ 要支援1・2	472単位/月

いったん1ヶ月当りについて、上記の金額を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を姫路市役所の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。（滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ア 1kmあたり 50円
- イ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9. サービスの利用方法

- (1) まずは、電話でお申し込みください。介護支援専門員が訪問いたします。
- (2) 要介護認定結果を見せて頂きます。（要介護認定がまだの方は暫定ケアプランとなります。）
- (3) 重要事項の説明をし、契約を締結したあと、サービスの提供を開始します。
 - ア 利用者のお宅を訪問し、利用者や御家族に面接をして情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
 - イ 提供するサービスの内容、利用料金等の情報を利用者や御家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めますが、目指す目標、目標達成期間、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ウ 計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。
 - エ 介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
 - オ イでのサービス選択の際には、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める

ことが可能です。

(4) サービスの終了

- ア 利用者の都合でサービスを終了する場合、お申し出くださればいつでも解約できます。
- イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
- ウ 利用者又はその家族の信頼関係を損壊する行為等によりこの契約の継続が困難となった場合には、文書で通知することにより、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
- エ 自動終了
以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了します。
 - (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (イ) 介護保険でサービスを受けていた利用者の要介護認定の区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - (ウ) 利用者がお亡くなりになった場合

(5) 契約の終了と自動更新について

契約の自動更新については、要介護認定の有効期間の終了日で一旦終了することになります。ただし、利用者から終了する旨の申し出が無い場合には、この契約は次の有効期間まで自動的に更新されます。

(6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

要介護の方は最低1ヶ月に1回の訪問。要支援の方は3カ月に1回訪問し、訪問しない月は電話等で様子を確認いたします。利用者の自立した日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の確認及び連絡調整等の必要に応じて、随時訪問します。

(7) ターミナルケアマネジメントについて

自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握し、状態の変化に応じて頻回に訪問し、主治医等との連携を行い、人生の最期までご本人らしく過ごしていただく支援を行います。

10. 苦情相談窓口について

(1) 利用者相談窓口

利用時間 平日午前9時から午後5時
電 話 079-262-6886
場 所 ケアプランやまの 担当者 山野敬子

(2) 市町村の窓口

利用時間 平日8時35分から17時20分
電 話 079-221-2923
場 所 姫路市介護保険課

(3) 国保連合会の窓口

利用時間 平日8時45分から17時15分
電 話 078-332-5617
場 所 国民健康保険団体連合会

11. 緊急時の対応方法について

介護支援専門員は居宅介護支援（ケアプラン作成）を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置をするとともに管理者へ報告します。

12. 賠償責任について

当事業所は、利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。（当社はひょうご福祉サービス総合保障制度に加入しています。利用者の申し出により内容を開示することも出来ます。）

13. 秘密保持と個人情報の保護

- (1) 事業所及び従業員は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密は、担当者会議以外での正当な理由無く第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議にて利用者の個人情報を用いません。事業所は、個人情報が含まれた記録物に関して管理者の注意をもって管理し、処分の際も第三者へ漏洩を防止します。

14. その他

利用者が病院または診療所に入院する場合は、円滑な退院支援を行うために、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いします。

具体的には、介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただきますようお願いします。

15. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

16. 事業継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

17. 感染症の予防及びまん延を防止のための措置

感染症の発生およびまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ・感染症の発生およびまん延防止のための指針の整備と研修の実施
- ・専任担当者氏名 管理者 山野敬子

18. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ・高齢者虐待防止のための指針の整備と研修の実施
- ・専任担当者氏名 管理者 山野敬子

令和 年 月 日

当事業所は居宅介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

住 所 〒670-0952 姫路市南条 10-2 T-BLD 南条 202 号室

居宅介護支援事業所 ケアプランやまの

説明者氏名 山野 敬子

私は、この書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所 姫路市

氏名

私は、利用者が事業者からの重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供に同意したことを確認しましたので、利用者に代わって署名を代行します。

署名等代行者住所

氏名

第三者立会人住所

氏名